

議案第 65 号

令和 8 年 3 月 19 日提出

提出者 松山市議会議員 大塚 啓 史
岡 雄 也
清水 義 郎
門 田 寛 子
河 本 英 樹
矢 野 尚 良
大 木 健太郎
白 石 勇 二
太 田 幸 伸
吉 富 健 一
若 江 進
寺 井 克 之

松山市議会委員会条例の一部改正について

松山市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市議会委員会条例の一部を改正する条例

松山市議会委員会条例（昭和 36 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号中「8 人」を「9 人」に改め、「、防災危機管理部」を削り、同項第 2 号中「文教消防委員会」を「文教消防市民委員会」に、「7 人」を「8 人」に、「教育委員会」を「防災危機管理部、市民部、教育委員会」に改め、同項第 3 号中「市民福祉委員会」を「健康福祉委員会」に、「7 人」を「8 人」に改め、「市民部、」を削り、同項第 4 号を削り、同項第 5 号中「都市整備委員会」を「都市企業委員会」に、「7 人」を「8 人」に、「及び開発建築部」を「、開発建築部及び公営企業局」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 6 号中「産業経済委員会」を「産経環境委員会」に、「7 人」を「8 人」に、「産業経済部」を「環境部、産業経済部」に改め、同号を同項第 5 号とする。

第 11 条の 2 第 1 項中「この条において」を削る。

付 則

この条例は、令和8年5月25日から施行する。

(提案理由)

松山市議会議員定数条例の改正に伴い、松山市議会常任委員会の名称、委員定数及び所管について改めるため、本案を提出する。

(参 照)

地方自治法 (抄)

(委員会)

第109条 普通地方公共団体の議会は、条例で、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができる。

2 常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。